

茅ヶ崎市スポーツ協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 本会員は、茅ヶ崎市スポーツ協会の目的達成のために後援する。

(会 員)

第2条 茅ヶ崎市スポーツ協会の目的及び事業に賛同し、入会したものををもって会員とする。会員は、個人会員と団体会員(会社等その他団体)をもって構成する。

(会 費)

第3条 会員の会費は、下記のとおりとする。

1口 1, 0 0 0 円(個人会員は1口以上、団体会員は5口以上)

(その他)

- 第4条
- 1 茅ヶ崎市スポーツ協会は、会員の健康増進・スポーツ関係行事実施等に対し協力援助する。
 - 2 茅ヶ崎市スポーツ協会発行の刊行物を、会員に送付する。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年1月21日から施行する。
- 2 この規程は、平成11年4月1日から改正施行する。
- 3 この規程は、令和7年4月1日から改正施行する

備 考

茅ヶ崎市スポーツ協会規約抜粋

(目 的)

第2条 この協会は、スポーツを通じて市民の健全な発展を計り、スポーツの振興に寄与するとともに、相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 体育・スポーツ団体相互の連絡に関すること。
- 2 指導者、競技者の育成に関すること。
- 3 競技会、講習会に関すること。
- 4 情報の収集、調査研究に関すること。
- 5 選手並びに指導者の派遣に関すること。
- 6 その他、この協会の目的達成に必要なこと。